

今後5年程度を見据えた
こども施策の基本的な方針と重要事項等
～こども大綱の策定に向けて～

(中間整理)
(案)

令和5年9月 日
こども家庭審議会

第2 こども施策に関する基本的な方針

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法、こどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針とする。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応していく
- (4) 良好な成育環境を確保し、格差や貧困の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方自治体、民間団体等との連携を重視する

(略)

- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明し、社会に参画することができるようにし、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の段階に応じて尊重する。

こども・若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるためには、意見を持つことができるようになることが前提であり、意見形成への支援を進める。

虐待、いじめ、不登校、障害、非行、経済的困窮などを始めとする困難な状況に置かれたこども・若者や乳幼児を含む低年齢のこども、ヤングケアラー、社会的養護経験者（いわゆるケアリーバー）など、声をあげにくいこども・若者の意見や、言葉だけでなく様々な形で発する思いや願いについて十分な配慮を行う。

こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べる場や機会を作り、その意見をこども施策に反映させ、どのように反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信する。これにより、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画に繋がる好循環をつくる。こども・若者と対等な目線に立って、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していく。

(略)

第4 こども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動にする機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられている。すなわち、こども・若者の社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方自治体に義務付けられている。

また、こどもの権利条約は、児童¹の意見を表明する権利（以下「意見表明権」という。）を定めており、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明し、その意見は年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるとしている。その実践を通じた権利保障を推進することが求められる²。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者を「ともに社会をつくるパートナー」として認識し、安心して意見を述べる場や機会を作るとともに、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要である。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映を形だけに終わらせず、様々な工夫を積み重ねながら、実効あるものとしていく必要がある。

こどもや若者と対話し、その意見を施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、こどもや若者の更なる意見表明に繋がるような好循環を創出しなければならない。また、こどもや若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しすることが必要である。その際、こども・若者と対等な目線でその意見を真摯に聴いて尊重するおとなの姿勢が重要である。

国や地方自治体が様々な機会を捉えてこどもや若者の社会参画と意見反映の促進に取り組み、そのことを社会全体に広く発信することにより、家庭や学校などこどもや若者に関わる様々な場所においてもこどもや若者の意見を聴く取組が進み、こどもや若者の社会参

画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透することが期待される。

幼い頃から積み重ねられた主体的な自己決定あるいは意見表明の経験は、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につながっていくという視点を持つことが重要である。乳幼児期からおとなになるまでの全ての発達の段階の中で、こどもや若者の社会参画と意見表明を促していくことが肝要である。

これらを踏まえ、こども基本法が掲げる基本理念及び上記「第2 基本的な方針」の下で、以下の施策に取り組む。

(1) 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進

こども・若者の意見を政策に反映させるための取組（『こども若者★いけんぷらす』）を推進し、各府省庁が設定したテーマに加え、こども・若者が選んだテーマについても、こども・若者の意見の政策への反映を進める。その際、テーマに関する事前の情報提供や意見の反映状況に関するフィードバックを重視するとともに、寄せられた意見について匿名化等の個人情報の適切な保護を行った上で集約・分析する体制を構築する。

若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組を行う。

各府省庁の各種審議会、懇談会等の委員に、こどもや若者を登用するよう取り組む。各種審議会、懇談会等におけるこども・若者委員割合を「見える化」する。

各府省庁の職員がこどもや若者の社会参画・意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、ガイドラインを作成し、周知を図る。

(2) 地方自治体等における取組促進

こどもや若者にとってより身近な施策を行う地方自治体において、様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。

こどもに関わるルール等の制定や見直しの過程にこども自身が関与することは身近な課題を自分たちで解決する経験となるなど、教育的な意義があることから、学校や教育委員会等の先導的な取組事例について周知する。

(3) 社会参画や意見表明の機会の充実

あらゆるこどもや若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではない現状を踏まえ、こども・若者が、家庭や学校、地域などにおいて、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を、乳幼児のころから学童期・思春期・青年期に至るまで持つことができるよう、こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に取り組む。

こどもや若者が意見を表明し、社会に参画できるようになるため、こどもや若者が理解

しやすくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行う。

こどもや若者が、自らの意見や気持ちを表明してもよいことを理解できるよう、その年齢や発達の段階に応じて、自らの権利について知る機会の創出に向けて取り組む。

(4) 多様な声を施策に反映させる工夫

虐待、いじめ、不登校、障害、非行、経済的困窮などを始め、困難な状況に置かれたこども・若者や乳幼児を含む低年齢のこども、ヤングケアラー、社会的養護経験者など、公募などの方法では声をあげにくいこどもや若者がいることを認識し、そうした脆弱な立場にあるこどもや若者が安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、意見聴取に係る多様な手法を検討するとともに、十分な配慮や工夫をする。

(5) 社会参画・意見反映を支える人材の育成

こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安心・安全な場をつくり意見を引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。

(6) 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

様々な社会課題の解決に自ら声をあげて取り組む若者団体や地域においてこどもや若者が主体となって活動しているユースカウンスルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。若者団体等の主体的な活動を促進するための取組の在り方について検討する。

こどもの意見表明支援やこどもの社会参画機会の提供を行う民間団体との連携を強化する。

(7) こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

こどもや若者の社会参画や意見反映に関する調査研究を推進する。

こども・若者の社会参画、意見反映のプロセスやその結果に係る評価について、仕組みの構築に向けて取り組む。

¹ こどもの権利条約第1条において、

「この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用さ

れる法律によりより早く成年に達したものを除く。」とされている。

² こどもの権利条約第 12 条において、「意見を聴かれる権利 (the rights of the child to be heard)」が定められている。その「意見」は、原文 (英語) では「view(s)」であり、聴取される児童の権利に関する児童の権利委員会一般的意見第 12 号 (2009 年) においては、言語化された意見のみならず、非言語 (遊びや身振り、絵等) で表現される意見も尊重されるべきとされている。